

# 平成 30 年度 就学援助制度のお知らせ

富良野市教育委員会

富良野市では、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部（学用品費・給食費など）を援助する制度を設けています。

## 1. 就学援助の申請対象となる方

富良野市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 同一世帯で生計を共にしている方全員の平成 29 年中の合計収入金額が認定基準額以下の方
- (3) 特別な事情（災害・病気・失業・事故など）により、経済的に学費の負担が困難な方
- (4) 新入学学用品費の入学前支給が認定され、平成 30 年度で他の費目の就学援助を希望する方  
 ※新たに手続きしないと学校給食費など他の費目の援助が受けられないため、必ず申請してください。

### 《認定基準の算出基礎》

認定基準は、生活保護基準の 1.3 倍以下の場合に援助が受けられます。  
 <給与収入の場合> 認定額＝年間総収入－（生活保護基準の基礎控除額＋社会保険料）  
 <事業・農業所得の場合>  
 認定額＝年間総収入－（必要経費＋生活保護基準の基礎控除額＋社会保険料）  
 ※収入には、各種年金・雇用保険・譲渡所得・一時所得なども認定額に算入されます。

### 《認定基準となる収入の目安》

※この金額は目安です。

- ・同一世帯で生計を共にしている方全員の収入（年金収入も含む）が審査の対象になります。
- ・世帯の人数・年齢や住宅事情により認定基準が異なります。
- ・目安額を超えていても認定になる場合や目安額以内でも認定されない場合があります。

| 区分      | 2人世帯     | 3人世帯     | 4人世帯     | 5人世帯     | 6人世帯     |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 持ち家の場合  | 約 220 万円 | 約 283 万円 | 約 323 万円 | 約 396 万円 | 約 421 万円 |
| 賃貸住宅の場合 | 約 268 万円 | 約 331 万円 | 約 371 万円 | 約 444 万円 | 約 469 万円 |

※給与収入者は、源泉徴収票「支払金額」欄の金額が上記に該当するか参考にしてください。

※事業・農業所得者は、総収入から必要経費を引いた後の金額が上記に該当するか参考にしてください。

## 2. 就学援助の種類と支給額（年額）

| 援助費目         | 小学校  |                      | 中学校  |                       | 備考                           |
|--------------|------|----------------------|------|-----------------------|------------------------------|
|              | 学年   | 支給額                  | 学年   | 支給額                   |                              |
| 学用品費等        | 1年   | 12,970円              | 1年   | 24,560円               | 年度途中で認定された場合は月割額を支給          |
|              | 2～6年 | 15,200円              | 2～3年 | 26,790円               |                              |
| 校外活動費（宿泊を伴う） | 5年   | 補助対象経費               | 2年   | 補助対象経費                | 直接必要な交通費・見学科・宿泊費             |
| 体育実技用具費      | 1・4年 | 26,020円（購入券）         | 1年   | 37,340円（購入券）          | スキー用具一式                      |
| 新入学学用品費等     | 1年   | 40,600円              | 1年   | 47,400円               | 認定月が4月の者のみ支給                 |
| 修学旅行費        | 6年   | 補助対象経費               | 3年   | 補助対象経費                | 直接必要な経費（小遣い等含まず）             |
| 医療費          | 1～6年 | 医療券発行                | 1～3年 | 医療券発行                 | 学校病で治療を要する場合（虫歯・中耳炎・結膜炎など）   |
| 学校給食費        | 1～6年 | 実費負担額                | 1～3年 | 実費負担額                 |                              |
| クラブ活動費       |      |                      | 1～3年 | 実費負担額<br>（上限 14,800円） | 部活動を行うために一律に負担する経費（学校に支払うもの） |
| 生徒会費         |      |                      | 1～3年 | 実費負担額<br>（上限 1,000円）  | 生徒会費として一律に負担する経費             |
| PTA会費        | 1～6年 | 実費負担額<br>（上限 1,700円） | 1～3年 | 実費負担額<br>（上限 2,100円）  | PTA 活動に要する費用として一律に負担する経費     |

※生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。

### 3. 申請の方法

- 1) 援助を希望する方は、在籍する学校から申請書を受け取り、必要事項等を記入し、在籍する学校の指定期日までに提出してください。
- 2) 援助の対象者は毎年度、認定の審査を行いません。平成 29 年度に就学援助を受けていた方も改めて申請が必要になります。
- 3) 小学校及び中学校に在学している場合は、1 枚の申請書に記入して中学校へ提出してください。

### 4. 申請に必要な書類

同一世帯で生計を共にしている方全員の収入を証明する書類等を提出してください。

| 収入の状況       | 収入等を証明する書類 (コピー可)                |
|-------------|----------------------------------|
| 給与収入のある方    | 平成 29 年分 源泉徴収票 (確定申告をしている方はその控え) |
| 事業・農業所得のある方 | 平成 29 年分 確定申告書の控え                |
| 年金を受給している方  | 平成 29 年分 源泉徴収票、確定申告書の控え、支払通知書    |
| 生活保護を受けている方 | 収入証明等は必要ありません                    |

※何らかの事情で上記書類を提出できない方は、その理由と収入の状況を記入した書類 (書式は自由) を提出してください。

※確定申告書は、受付印を押印されたものとし、表面と裏面あるものについては両面の写しを提出してください。

### 5. 申請書の提出期日

- 1) 平成 30 年度 当初申請・・・在籍する学校の指定する日
- 2) 平成 30 年度 途中申請・・・上記指定日以降随時受付

※期日を過ぎた場合や提出書類が不足している場合は、援助を受けられない場合や認定月が遅くなり援助される額が減額となる場合があります。

### 6. 申請書の提出先

在籍する学校に提出してください。

※新小学 1 年生は、入学する学校に提出してください。

※新中学 1 年生は、申請書を在籍する小学校で受け取り、小学校に提出してください。

※ただし、小学校及び中学校に在学している場合は、1 枚の申請書に記入し中学校へ提出してください。

### 7. 認定結果のお知らせ

- 1) 平成 30 年度 当初申請・・・5 月上旬までに学校を通じて認否の結果をお知らせします。
- 2) 平成 30 年度 途中申請・・・申請月の翌月に学校を通じて認否の結果をお知らせします。

### 8. 問い合わせ先

在籍する学校または教育委員会学校教育課

富良野市教育委員会 学校教育課 (担当: 学務係)

〒076-0032

富良野市若松町 5 番 10 号 (市立富良野図書館 3 階)

電話 0167-39-2320